

八戸工業用水道における県管理ダムの水力発電を活用した 自己託送マネジメント業務説明書

令和6年5月8日

青森県県土整備部整備企画課（公営企業）

本業務に係る「手続開始の公告」に基づく手続については、関係法令等に定めるもののほか、本説明書によるものとする。

1 業務の概要

(1) 八戸工業用水道の概要

所在地 青森県八戸市大字長苗代 地内

施設の特性：ポンプを24時間体制で稼働しているため、オフィスビルでなく、大規模工場として考慮すること。特別高圧の2回線受電方式であることから、託送料などの算定には常用線だけでなく予備線についても考慮すること。

(2) 業務の目的

八戸工業用水道事業を取り巻く経営状況は、近年の電力料金高騰等により厳しさを増しており、安定した事業を継続するため、経費の節減に係る方策をとる必要がある。

また、県が管理する世増ダムについては、固定価格買取制度の期間終了を控え、再生可能エネルギーである水力発電を有用に活用することが求められている。

県管理の世増ダムの水力発電電力を自己託送制度を活用し、八戸工業用水道へ供給することをマネジメントする業務（不足電力の供給及びダムの余剰電力買取等を含む）を行うものである。

(3) 業務の内容

①対象施設

- ・発電側施設 世増ダム 発電設備：1,500kW（高圧）
- ・需要側施設 八戸工業用水道 契約電力：1,690kW（特別高圧）

②自己託送マネジメント業務

- ・ダム発電の余剰電力と八戸工業用水道の電力使用状況を踏まえ立案した需給計画から自己託送量を設定し、電力広域的運営推進機関へ報告
- ・自己託送で使用しなかった余剰電力の買取
- ・突発的な停止等の緊急対応（緊急時の自己託送計画の変更及び報告等）
- ・県管理ダムへ自己託送分及び余剰分の買取料金の支払
- ・送配電業者への託送料金の支払い代行

- ・需要側施設へ自己託送及び不足電力分の供給
 - ・需要側施設へ自己託送分と不足電力供給分に係る請求書の発行及び使用電力料の徴収
- ③特定事業者が締結する契約等
- ・本マネジメント業務の実施に関する県との協定の締結
 - ・県及び送配電業者との自己託送に係る協定の締結
 - ・発電側施設との余剰電力買取に関する契約の締結
 - ・需要側施設との電力供給契約の締結
- ④上記②～③を踏まえた、申請及び契約の実施
- ・必要マスタコードの申請
 - ・自己託送の実施のための契約締結及び申請書作成・申請
- ⑤各種データの管理
- ・自己託送の実施データを管理し、定期的に県に報告を行う
- ⑥その他
- ・業務の遂行に当たっては、適正かつ円滑に施行するため、県と密接に連絡を取り、相互理解のうえで作業を進めること。
 - ・受注者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。
 - ・業務に当たっては、関係法令及び適用基準等を遵守すること。
 - ・業務により知り得た事項について、秘密を守り、他にもらさないこと。業務終了後も同様とする。
 - ・受注者は、本業務に係る県と各関係機関が締結する契約の補助を行うこと。
 - ・提案に必要な資料は県が別途提供する。

(4) 提案を求める内容

- ① 中長期にわたる事業の継続性を実現する事業スキームを以下のとおり提案する。
- ア. 業務の実施方針
 - イ. 業務の実施体制
 - ウ. 業務の実施内容
 - エ. 業務の実施にあたっての自社の強みやノウハウ
- ② 業務実施による効果の試算
- ア. 事業効果（経済性）
 - イ. CO2 排出削減見込み

(5) 再委託

本業務について、主たる部分の再委託は認めない。ただし、コンソーシアム等の体制を提案時に示した場合は可能とする。

(6) 履行期限

契約の日から令和12年3月31日

※ 自己託送業務の開始は令和7年1月1日の予定

※ 八戸工業用水道への電力供給は令和6年10月1日から先行して開始する。

※ 履行期間中において、事業内容等を見直す事象が生じた場合は、双方の協議により決定することとする。

2 参加資格要件

本手続に参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1号の規定する者に該当しない者であること。
- (2) 青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号）第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 青森県内に、本社又は営業所を有していること。複数事業者による共同提案の場合、代表提案者が県内に本社又は営業所を有していること。
- (5) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 令和元年度以降において、同種業務または類似業務に関する実績を有する者であること。複数事業者による共同提案の場合、代表提案者が実績を有する者であること。

○同種業務

i) 国又は地方公共団体と連携した地域新電力事業に関する業務

ii) 国又は地方公共団体と連携した自己託送に関する業務

○類似業務

i) 国又は地方公共団体のエネルギー供給に関する業務

- (7) 小売電気事業者の登録を有する者であること。複数事業者による共同提案の場合、代表提案者が小売電気事業者の登録を有する者であること。
- (8) 複数事業者による共同提案の場合、代表提案者及び構成員を定めること。

3 応募の手続き

(1) スケジュール

ア. 募集期間 令和6年5月8日から令和6年6月14日まで

イ. 説明会 令和6年5月14日

ウ. 参加申し込み期間 令和6年5月14日から令和6年5月21日まで

| | |
|-------------|------------------------|
| エ. 質問受付期間 | 令和6年5月14日から令和6年5月22日まで |
| オ. 質問への回答期限 | 令和6年5月31日 |
| カ. 選定結果通知 | 令和6年6月下旬 |
| キ. 協定締結 | 令和6年7月上旬 |

(2) 説明会の開催

開催日時：令和6年5月14日（火）13：30から14：30まで

開催場所：青森県庁西棟5階580号会議室

説明会への参加を希望する場合は、7（2）の問い合わせ先へ令和6年5月13日（月）までに電子メールで申し込みをすること。

その際には、メール件名を「説明会への参加「八戸工業用水道における県管理ダムの水力発電を活用した自己託送マネジメント業務」とし、様式1-1に記載したうえで電子メールに添付すること。

なお、会場の都合により、説明会への参加は一企業ごとに3名以内とする。

(3) 参加申込書の受付

説明会終了後の令和6年5月14日から5月21日までを受付期間とする。「参加申込書（様式1）」を持参または郵送により3（5）の提出先に提出すること。

発電量及び使用電力量に関する基礎データについては、参加申し込み受理後にメール等で提供する。

(4) 応募書類

以下の書類を一つの封筒等に入れて提出すること。封筒の宛名面に「八戸工業用水道における県管理ダムの水力発電を活用した自己託送マネジメント業務に係る提案書」と記載すること。なお、文字サイズは、10ポイント以上とする。

ア. 提案書届出書（様式2）

イ. 実施方針（様式3-1）

ウ. 業務の実施体制（様式3-2, 3-3）

エ. 提案内容（様式4-1）

オ. 事業効果（経済性）（様式5-1, 5-2）

カ. 事業効果（環境への配慮）（様式6）

※上記ア～カをファイリングしたものを2部

キ. 提案書の電子媒体（PDF ファイル等）を保存した CD-ROM 等 1 枚

ク. 会社等の概要および直近の財務諸表各 1 部

提出された書類については、本業務の採択に関する審査以外の目的には使用しない。

なお、応募書類は返却しない。機密保持には十分に配慮するが、採択された場合には、「青森

県情報公開条例（平成11年12月24日青森県条例第55号）」に基づき、不開示情報を除いて、情報公開の対象となる。

また、応募書類の作成等本プロポーザルの参加に関する費用は、応募者の負担となる。

(5) 提出先

応募書類は、持参または郵送により以下に提出すること。

(※郵送は配達証明付き書留郵便に限る。提出期限内必着のこと。)

〒030-8570 青森県青森市長島1-1-1

青森県県土整備部整備企画課（公営企業）工業用水道グループ

4 審査について

(1) 審査方法

別途組織される審査委員会で審査を行い、最優秀提案者及び次点提案者を特定する。

(2) 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行う。

| 大項目 | 小項目 | 評価のポイント | 満点 |
|---------------|--------|--|-----|
| 1. 実施方針及び実施体制 | 地域性 | 参加者（コンソーシアム形式の場合は幹事法人）が青森県内に本店を有している場合に評価する。 | 5 |
| | 実施方針 | 業務の背景、目的及び内容の理解度が高いと判断できる方針である場合に評価する。 | 10 |
| | 実施体制 | ① 業務を的確に遂行し、事業の継続性が確保できるような組織体制である場合に評価する。 ② 責任および役割が明確化されていて、緊急時に対応できる体制が構築されている場合に評価する。 | 15 |
| 2. 提案内容 | 類似業務 | 県内の自治体への電力供給を請け負った実績がある場合に評価する。 | 5 |
| | 実現性 | 提案が具体的で、その実現性、妥当性が優れている場合に評価する。 | 15 |
| 3. 事業効果 | 経済性 | 経済効果（自己託送によるコスト削減）が優れている場合に評価する。 | 40 |
| | 環境への配慮 | CO2 排出削減見込みが高く、環境に配慮された提案である場合に評価する。 | 10 |
| 合計 | | | 100 |

(3) 審査結果の通知

審査結果は、特定、非特定に関わらず、提出者全員に書面により通知し、その概要を県土整備部整備企画課（公営企業）ホームページにおいて公表する。なお、提案者名等については特定された提案者のみ公表する。

なお、審査の結果特定されなかった者は、通知が到達した日から起算して5日（県の休日を含まない。）以内に、書面によりその理由についての説明を求めることができる。

上記の求めに対する回答は、受理した日から起算して5日（県の休日を含まない。）以内に書面により行う。

提案者に対して選定・非選定の結果を書面にて通知し、その概要を青森県建設業ポータルサイト及び県土整備部整備企画課（公営企業）ホームページにおいて公表する。なお、提案者名等については選定された提案者のみ公表する。

審査の結果特定されなかった者は、通知が到達した日から起算して5日（休日を含まない）以内に、書面によりその理由についての説明を求めることができる。

上記の求めに対する回答は、受理した日から起算して5日（休日を含まない）以内に書面により行う。

6 契約協議・契約

(1) 契約協議

選定された提案書に基づき、提案内容から大きく逸脱しない範囲において実施内容や経費等について協議し、合意を得られた後に予定価格の範囲内で契約する。

なお、特定された場合において、提案書に記載された配置予定技術者は、病休、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、主任技術者又は管理技術者とし、変更する場合においても前任者と同等以上の資格及び実績を有する者とする。

また、最優秀提案者と協議が整わない場合にあつては、次点の提案として評価した者と協議の上、契約を締結する場合がある。

(2) 契約の要件

① 契約形態

随意契約

② 採択件数

1件

③ 成果品ならびに進捗状況報告

提案したモデルを実施するための諸手続をまとめた成果品を電子媒体で1部提出。

また、運用に際しては毎月1回実施状況を報告。

④ 協定の締結

特定された提案者は県と協定を締結し、自己託送開始までに県及び関係機関と必要な契約

を締結する。

⑤ 特定された提案者が獲得できる権利

- ・自己託送におけるマネジメント業務を実施する権利
- ・発電側施設との余剰電力買取に関する契約を締結する権利
- ・需要側施設への電力供給に関する契約を締結する権利

7 その他

(1) 質問の受付及び回答

ア. 提出期間

令和6年5月14日（火）から令和6年5月22日（水）17時まで

イ. 提出方法

質問書の提出は電子メールにより下記（問い合わせ先）のアドレスへ提出すること。

その際には、メールの件名を「八戸工業用水道における県管理ダムの水力発電を活用した自己託送マネジメント業務に関する質問（会社名）」とし、様式1-2に記載したうえで電子メールに添付すること。

ウ. 回答方法

青森県ホームページに質問内容と回答を掲載する。質問者の事業者名は公表しない。

なお、特定事業者の選定に公平を保てないと判断した質問内容については回答しない。

エ. その他

本業務の公募に直接関係する内容に限るものとし、評価及び審査に係る質問は受け付けない。

(2) 問い合わせ先

〒030-8570 青森県青森市長島1-1-1

青森県県土整備部整備企画課（公営企業）工業用水道グループ

E-mail koeikigyo@pref.aomori.lg.jp

問合せには、全て電子メールで対応し、電話での問い合わせは受け付けない。

8 留意事項

- (1) 自己託送に係るマネジメントに起因して発生したインバランスについては受注者の負担とし、需要側施設及び発電側施設に起因して発生した場合は県の負担とする。なお、災害等突発的な事象により発生したインバランスに係る負担については、双方の協議により決定することとする。

(2) ダムの余剰電力の買取

ア 自己託送する電力は、基準金額を1.1円以上上回る金額とすること。

イ 自己託送以外の電力は、基準金額を下回らない金額とすること。

(3) 八戸工業用水道への電力供給

- ア 自己託送により供給する電力料金は基準料金以下とすること。
- イ 上記金額はマネジメント契約費用も含む。

※基準金額（税込）と基準料金（税込）は、説明会で公表する。